

## 建築物省エネ法等に関する改正後の手数料について

### 条例別表第4（建築物省エネ法等に関する改正後の手数料）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正によりエネルギー消費性能確保計画の適合性判定の対象が拡大することに加え、これに併せて国から新たに手数料設定（審査所要時間）の考え方が示されたことから、(1) エネルギー消費性能確保計画の適合性判定及び(2) エネルギー消費性能向上計画の認定・適合表示認定の手数を改定する。

#### 1 制度及び改正の概要

区分		対象	備考
規制措置 (義務)	エネルギー消費性能確保計画の適合性判定	2,000 m <sup>2</sup> 以上の非住宅建築物 → 300 m <sup>2</sup> まで拡大	・建築確認申請の添付図書 ・向上計画の認定を受けた場合は判定手続き不要
	届出	300 m <sup>2</sup> 以上の建築物	・適合性判定の対象となる建築物を除く
誘導措置 (任意)	エネルギー消費性能向上計画の認定	すべての建築物	・省エネ性能向上設備の床面積を容積率不算入とすることが可能(上限10%)
	エネルギー消費性能の適合表示認定	すべての建築物	・既存の建築物が対象 ・広告等に基準適合認定表示のマークを付すことが可能

#### 2 改正案

- (1) エネルギー消費性能確保計画の適合性判定義務の対象が 2,000 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物から 300 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物まで拡大されることから、300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の非住宅建築物に係る区分を新規に追加する。  
また法改正に併せて、建築基準法上の用途が「工場、倉庫等」である場合のエネルギー消費性能の評価に係る所要時間が見直されたことから、工場等のみの場合の区分を新規に追加する。
- (2) エネルギー消費性能向上計画の認定及び適合表示認定に係る審査所要時間が見直されたことから、現在定めている 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の区分を、300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の区分と 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の区分に分割する。

#### ■改正内容

区分	現行	改正案
(1) エネルギー消費性能確保計画の適合性判定	・2,000 m <sup>2</sup> 未満の区分はなし	・300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満の区分を追加 ・1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満の区分を追加 ・工場等のみの場合の区分を追加
(2) エネルギー消費性能向上計画の認定・適合表示認定	・300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満の区分	・300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満の区分 ・1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満の区分

■手数料案

(1) エネルギー消費性能確保計画の適合性判定申請手数料 ((1)の部)

(単位:円)

非住宅部分の 床面積の合計(m <sup>2</sup> )	性能向上計画 認定の 他の建築物	工場等みの場合		左記以外の場合	
		モデル建物法	その他の場合	モデル建物法	その他の場合
<u>300 ~ 1,000</u>	<u>22,000</u>	<u>32,000</u>	<u>37,000</u>	<u>119,000</u>	<u>300,000</u>
<u>1,000 ~ 2,000</u>	<u>35,000</u>	<u>46,000</u>	<u>51,000</u>	<u>158,000</u>	<u>388,000</u>
2,000 ~ 5,000	103,000	<u>118,000</u>	<u>125,000</u>	264,000	563,000
5,000 ~ 10,000	151,000	<u>168,000</u>	<u>175,000</u>	339,000	689,000
10,000 ~ 25,000	198,000	<u>216,000</u>	<u>224,000</u>	415,000	823,000
25,000 ~ 50,000	239,000	<u>260,000</u>	<u>270,000</u>	482,000	935,000
50,000 ~	352,000	<u>379,000</u>	<u>390,000</u>	644,000	1,187,000

※変更判定 ((2)の部)、軽微変更該当証明 ((3)の部) についても同様の考え方。

(2) エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 ((4)の部)

及びエネルギー消費性能の適合表示認定申請手数料 ((7)の部)

(単位:円)

非住宅部分の 床面積の合計(m <sup>2</sup> )	適合証等あり	適合証等なし	
		モデル建物法	その他の場合
~ 300	12,000	93,000	238,000
<u>300 ~ 1,000</u>	<u>22,000</u>	<u>119,000</u>	<u>300,000</u>
<u>1,000 ~ 2,000</u>	35,000	158,000	388,000
2,000 ~ 5,000	103,000	264,000	563,000
5,000 ~ 10,000	151,000	339,000	689,000
10,000 ~ 25,000	198,000	415,000	823,000
25,000 ~ 50,000	239,000	482,000	935,000
50,000 ~	352,000	644,000	1,187,000

※変更認定 ((5)の部)、軽微変更該当証明 ((6)の部) についても同様の考え方。

### 条例別表第3（低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、同法に基づくエネルギー消費性能適合性判定の手数料設定の考え方に併せて、国から新たに低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料設定（審査所要時間）の考え方が示されたことから、同認定の手数料を改定する。

#### 1 改正案

低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査所要時間が見直されたことから、現在定めている300㎡以上2,000㎡未満の区分を、300㎡以上1,000㎡未満の区分と1,000㎡以上2,000㎡未満の区分に分割する。

#### ■改正内容

区 分	現 行	改正案
低炭素建築物新築等計画の認定	・300㎡以上2,000㎡未満の区分	・300㎡以上1,000㎡未満の区分 ・1,000㎡以上2,000㎡未満の区分

#### ■手数料案

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（(1)の部）

（単位：円）

非住宅部分の 床面積の合計(㎡)	適合証等あり	適合証等なし	
		モデル建物法	その他の場合
～ 300	12,000	96,000	244,000
<u>300 ～ 1,000</u>	<u>22,000</u>	<u>124,000</u>	<u>307,000</u>
<u>1,000</u> ～ 2,000	35,000	163,000	397,000
2,000 ～ 5,000	104,000	271,000	575,000
5,000 ～ 10,000	154,000	347,000	703,000
10,000 ～ 25,000	201,000	424,000	839,000
25,000 ～ 50,000	243,000	492,000	953,000
50,000 ～	357,000	656,000	1,209,000

※変更認定（(2)の部）、軽微変更該当証明（(3)の部）についても同様の考え方。

## 条例別表第 1 エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請手数料

建築基準法に基づく完了検査の実施にあたり、エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を要する建築物については、併せてエネルギー消費性能に関する事項を検査しなければならないため、床面積の区分に応じた金額を完了検査申請手数料に加算することと定めている。

この度、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正によりエネルギー消費性能確保計画の適合性判定の対象が拡大することに伴い、当該事務に係る手数料を改定する。

### 1 改正案

エネルギー消費性能確保計画の適合性判定義務の対象が 2,000 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物から 300 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物まで拡大されることから、建築基準法に基づく完了検査申請手数料に加算する金額について、300～2,000 m<sup>2</sup>の非住宅建築物に係る区分を新規に追加する。

#### ■手数料案

備考 6

(単位:円)

非住宅部分の 床面積の合計(m <sup>2</sup> )	加算額
<u>300 ～ 1,000</u>	<u>17,000</u>
<u>1,000 ～ 2,000</u>	<u>28,000</u>
2,000 ～ 5,000	85,000
5,000 ～ 10,000	134,000
10,000 ～ 25,000	169,000
25,000 ～ 50,000	211,000
50,000 ～	296,000